

山梨県立中央病院売店運営事業者決定基準

1 運営事業者決定基準

山梨県立中央病院売店運営事業者選定委員会（以下、選定委員会）は、提案者の提案価格及び提案企画について、当基準に基づき評価を行い、最高点を獲得した事業者を運営事業者として選定する。

2 企画提案及び価格提案の評価方法について

（１） 区分および配点

患者サービス・福利厚生の方に重点を置き、企画評価 70 点、価格評価 30 点の配分とする。

（２） 企画評価【70点満点】

＜評価項目及び評価点＞

評価項目		評価基準	評価点
1 経営状況			10
	経営状況・収支見込	財務状況、病院等施設での出店実績数 収支見込は確かな積算がなされているか	(10)
2 業務運営の基本事項			20
	運営組織体制	現場責任者経歴、スタッフ配置、人数、組織体制 衛生管理・感染対策・事故防止・安全対策	(5)
	接遇等教育、研修計画	病院売店であることを自覚し、親切丁寧な接遇を行えるような教育研修体制があるか	(5)
	開店スケジュール	開店までに要する期間とその間の対応について	(10)
3 営業の工夫・独自性			30
	店舗レイアウト	顧客動線、混雑解消の取組み、 障害者・バリアフリーへの配慮	(5)
	取扱商品・設備・サービス	食品、雑貨等の取扱い商品数、 一般的なコンビニエンスストアとしての機能に加え、医療材料取扱いに対する知識・経験	(10)
	災害時協力体制	災害拠点病院である本院として、災害時における物資供給に対する考え方	(10)
	物流体制	品切れ防止に対する工夫	(5)
4 自由提案			10
	自由提案		(10)

1については、選定委員会事務局にて評価・採点し、第2回の選定委員会で承認を得るものとする。

2、3、4については、企画提案書の内容を基に各委員が一次評価を行った上で、事業者を集めてのヒアリングを実施し、その結果によって最終評価を行う。次に、評価項目ごとに選

定委員がつけた評価点の平均点を小数点第1位まで有効として算出し、この点数の合計を事業者の評価点とする。

(3) 価格評価【30点満点】

最低制限賃料を20,000,000円、目標賃料を30,000,000円とし、次の計算式に基づいて算出した点数を価格点とする。

価格点 = {(提案賃料 - 最低制限賃料) / (目標賃料 - 最低制限賃料)} × 30点

※ 算出された価格点に小数点第2位以下がある場合、小数点第2位を四捨五入する。

算出された価格点が30点を超える場合であっても30点とする。

例) A社提案賃料：27,820,000円
$$\{(27,820,000 - 20,000,000) / (30,000,000 - 20,000,000)\} \times 30 \text{点}$$
$$= 22.56 \rightarrow 22.6 \text{ (小数点2位以下四捨五入)}$$
B社提案賃料：33,000,000円
$$\{(33,000,000 - 20,000,000) / (30,000,000 - 20,000,000)\} \times 30 \text{点}$$
$$= 39.0 \rightarrow 30.0 \text{ (30点を超える場合であっても30点とする)}$$

3 運営事業者の選定

企画点及び価格点の合計点数が最も高い者を、運営事業者として決定する。

合計点数が最も高い者が2者以上あるときは、次の順序で運営事業者を決定する。

① 提案価格が高い者

② 企画点が高い者

③ ①、②により運営事業者が決まらない場合はくじ引きにより決定する。この場合において、くじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって選定事務に関係ない職員にくじを引かせて決定する。

4 提案者が1者の場合の取扱い

提案者が1者の場合でも、選定委員会においてこの評価基準に基づき審査を行い、当該者の提案によって本業務を確実に履行することができると判断した場合は、当該者を運営事業者として決定する。なお、企画評価点が35点未満であった場合は、再募集を行うこととする。